

# 「公民館の設置運営について」(昭和21年7月5日文部次官通牒)

公民館は全国の各町村に設置させられ、此処に常時に町村民が打ち集まって談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互いの交友を深める場所である。それは謂わば郷土に於ける公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。それは亦青年団婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある。